

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	医療法の改正に伴う税制上の所要の措置	
税 目	所得税、法人税、その他関連する税目	
要 望 の 内 容	<p>民主党マニフェスト（2009 年衆議院選挙）において、「救急、産科、小児、外科等の医療提供体制を再建するため、地域医療計画を抜本的に見直し、支援を行う」とされている。また、新成長戦略（平成 22 年 6 月閣議決定）においても、「医療機関の機能分化と高度・専門的医療の集約化、質の高い医療を安定的に提供できる体制を整備する」とされている。これを契機として、今後、社会保障審議会医療部会において、医療法の改正等について議論を行う可能性がある。審議会の検討を受けて、所要の制度改正を行う場合、医療法改正等に伴う税制上の所要の措置を講ずる。</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要	(1) 政策目的 地域において確保が困難な救急医療等、必要な医療を提供できる体制を整備するため、医療提供体制について見直す必要があり、もって地域住民に良質かつ適切な医療を安定的に提供する。		
	(2) 施策の必要性 地域住民に医療を継続して安定的に供給していくために、医療提供体制を見直し、医療法について見直した場合、見直し後の制度についても税制上の所要の措置を講ずることが必要である。		
今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策中目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)		—	

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	医療法改正に伴う税制上の所要の措置により、地域において必要な医療を整備することにつながる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		なし